

【一般健康診断】

→電離健康診断についても同様にございます。

様式第5号(第51条関係)(2)(表面)

別添6の別紙1

健康診断個人票

氏名	健診 五郎		生年月日	年 月 日	雇 入 年 月 日	年 月 日
	性別	男 ・ 女				
健診年月日	22年 10月 30日	23年 10月 15日	24年 10月 20日	25年 10月 25日	年 月 日	
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称						
業 務 歴						
既 往 歴						
自 覚 症 状						
他 覚 症 状						
身 長 ( c m )						
体 重 ( k g )						
B M I						
腹 囲 ( c m )						
視 力	右	( )	( )	( )	( )	( )
	左	( )	( )	( )	( )	( )
聴 力	右 1000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	4000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	4000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
検査方法	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他
胸部エックス線検査	直接	間接	直接	間接	直接	間接
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.
喀 痰 検 査						
血 圧 (mm H g )						
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )					
肝 機 能 検 査	G O T ( I U / l )					
	G P T ( I U / l )					
	γ - G T P ( I U / l )					
血 中 脂 質 検 査	LDLコレステロール (mg/dl)					
	HDLコレステロール (mg/dl)					
	トリグリセライド (mg/dl)					
血 糖 検 査 ( m g / d l )						
尿 検 査	糖	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
	蛋白	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
心 電 図 検 査						

(記入要領)

健診 五郎 様の健診は4日分記載がありますが、今回データ作成対象となる健診日が「平成24年10月20日、平成25年10月25日」の場合は、この記入例のように記載します。(該当の健診日にしるしを付けます。)

データ作成が不要な健診日についても分かるよう斜線等を引いて下さい。

※この例の場合は、

《一般健康診断》該当件数→2件とカウントします。



健 診 年 月 日	22年 10月 30日	23年 10月 15日	24年 10月 20日	25年 10月 25日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健 康 診 断 を 実 施 し た 医 師 の 氏 名 印					
医 師 の 意 見					
意 見 を 述 べ た 医 師 の 氏 名 印					
歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断					
歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断 を 実 施 し た 歯 科 医 師 の 氏 名 印					
歯 科 医 師 の 意 見					
意 見 を 述 べ た 歯 科 医 師 の 氏 名 印					
備 考					

備考

- 1 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。  
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)
- 3 BMIは、次の算式により算出すること。  

$$BMI = \frac{\text{体 重(kg)}}{\text{身 長(m)}^2}$$
- 4 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。
- 5 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 6 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 9 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 10 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。